

5 審 第 21 号
令和6年3月26日

久留米市企業管理者 石原 純治 殿

久留米市上下水道事業運営審議会
会長 広城 吉成

久留米市上下水道事業のあり方について（答申）

令和5年6月2日付け5企総第152号で諮問がありました「久留米市上下水道事業のあり方について」につきまして、本審議会において審議を行いました。
その結果について、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

上下水道事業は、安全、安心な水の安定供給、生活排水処理など日常生活に欠かすことができない都市基盤として、市民生活や経済活動に深く関わっている。

久留米市企業局が、将来にわたって持続的かつ良質なサービスを提供するため、令和3年3月に中長期的な経営の視点に立った「久留米市上下水道事業経営戦略（以下、経営戦略）」を作成し、課題の解決に向け今まで各種取組を実施してきたことは、審議会としても定期的に確認をしてきたところである。

令和5年6月2日に、「久留米市上下水道事業のあり方」について当審議会への諮問を受け、これまで5回の審議会と3回の書面会議を開催し、公営企業を取り巻く経営環境および将来の経営見通し、そして現在及び将来の市民生活像を勘案し審議を行った。

それらの審議結果をまとめたので、次の通り答申する。

1 久留米市上下水道事業経営戦略の中期改定について

（1）水道事業について

水道事業は、急激な人口減少に伴う水需要の低下、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、民間活用等によりピーク時から4割ほど職員が減っている中での人材確保や育成、そしてこれらを背景とした経営環境下での事業継続のあり方が、業界共通の課題として認識されている。久留米市においても同様の課題を抱える中、経営戦略を軸に、老朽管更新による耐震化や漏水防止、田主丸地域への水道整備の一時停止など経営改善を実施してきた。

これらの取組を踏まえ、経営戦略の中期改定に際して投資財政計画を見直した結果、経常損益においては経営戦略の期間内の利益が一定確保できる見込みが出ている。しかし期間中は一貫して低下傾向であり、料金回収率は令和11年度に100%を下回り、令和14年度以降は赤字の見込みであることから予断を許さない。これから「水道施設最適化基本構想」や「福岡県水道広域化推進プラン」などの取組みも控えていることから、事業の安定経営のために、適正な水道料金のあり方を含め資金確保の検討に重ねて努められたい。

（2）下水道事業について

下水道事業は、水道事業と同様、急激な人口減少や施設の老朽化に伴う課題、職員減の中での人材確保や育成、これらを背景とした経営環境下での事業継続のあり方が課題認識されている。また近年頻発している豪雨への浸水対策も急務であり、久留米市もこれらの課題を抱えている。このような中、経営戦略を軸に、

「生活排水処理基本構想」の見直しに取り組み、投資計画の大幅な削減を検討された。

この検討を踏まえ、経営戦略の中期改定に際し投資財政計画を見直した結果、企業債残高の上昇は抑えられ、経常損益および内部留保資金のいずれも改善は見られるが、経営戦略の期間内に赤字ないし資金不足の状況から脱する見込みは立っていない。更なる経営改善のため、現在検討を進めている適切な下水道使用料のあり方については、本答申で示す方向性を以て、速やかに進められたい。

また内部留保資金が不足する課題について、継続して対策を検討し、他会計からの借入や、定期的に下水道使用料のあり方の検討を行うなど、事業の経営安定に必要な資金確保の検討を重ねて努められたい。

2 生活排水処理基本構想の見直しについて

当審議会は令和5年8月28日に、本諮問事項について中間答申で、公共下水道事業の目標の実現や経営改善の課題の解決を図るため、整備区域を見直すことと、既存の合併処理浄化槽区域や公共下水道から切り替えることになる区域のいずれも、追加の補助制度を設け、転換を促進することを意見している。

本答申では、中間答申に加え次の通り意見したい。

- (1) 適切な生活排水処理を推進するために、引き続き、既存の合併処理浄化槽区域や、公共下水道から合併処理浄化槽に切り替わる区域の、個人負担のあり方の検討に努めること。
- (2) 農業集落排水事業と公共下水道事業を統合する検討においては、実施計画やライフサイクルコストの比較などを関係者等に明示し進めること。
- (3) 合併処理浄化槽事業における「市町村設置型」の「個人設置型」への制度統合の検討においては、維持管理の観点や、他の汚水処理手法との個人負担のあり方を勘案して、関係者等に明示し進めること。

3 適正な下水道使用料のあり方について

久留米市では「公衆衛生の向上」および「公共用水域の水質保全」の目標実現のため、「生活排水処理基本構想」や国の示す「汚水処理10年概成」を旗印として、積極的に公共下水道の整備を進めてきた。

しかし人口減少に伴う使用料収入の伸び悩みや、老朽施設や管路の更新需要の増大などにより、経営戦略において将来の経営状況の悪化が見込まれた。そのため

め「生活排水処理基本構想」を見直し投資計画の変更を進められているが、依然として経費回収率は100%を下回る見込みであり、審議会としては、下水道使用料の改定が必要であるとの判断に至った。審議の結論は次の通りである。

(1) 下水道使用料の算定期間について

算定期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とし、安定性と精度の高い予測を担保すること。

(2) 改定率について

算定期間内の経費回収率100%を達成するため、平均改定率は10%程度が妥当であると判断する。ただし、改定の実施以降4年毎に投資財政計画を見直し、経営見込と下水道使用料の適正性を検証すること。

(3) 使用料体系について

下水道使用料は、市民や事業者の生活や活動に密着した公共料金であるため、その影響を勘案しつつも、適切な累進度を設定すべきであり、ゆるやかかつ漸進的な緩和が必要だと判断する。また基本水量制は、その範囲内における使用者間の負担の公平性を確保する視点から、廃止する必要があると判断する。

審議会としての「改定案」は下表の通り。

現行及び改定案の下水道使用料

(1か月：税抜き)

区分	現行	改定案
基本使用料	1,260円	1,386円
従量使用料（1m ³ につき）		
0m ³ を超えるまで	—	4円
10m ³ を超えるまで	155円	175円
20m ³ を超えるまで	176円	199円
50m ³ を超えるまで	196円	216円
100m ³ を超えるまで	238円	248円
200m ³ を超えるまで	270円	281円
300m ³ を超えるまで	290円	299円
500m ³ を超えるまで	293円	302円
1000m ³ を超える分	296円	305円

(4) 改定時期について

下水道使用料の改定には久留米市下水道条例の改正を要する。

条例改正後に下水道使用者に対する十分な周知期間を設ける必要があるため、令和7年4月1日に、新使用料の施行を行うことが妥当と判断する。

(5) 付帯意見

ア 経営安定化と事業推進の両立について

下水道事業には、将来も持続的に安定した経営を行うため、良好な財政状態であることと、市民や事業者に良質な公共サービスを提供し、その活動を増進することの両立が求められる。公共料金である下水道使用料の改定増は、市民や事業者の活動を弱める方向に働くため、慎重な判断が必要であり、経営予測は精度の高いものでなければならない。そのため4年ごとの検証はもちろん、常に市の経済状況、市民や事業者の状況の把握に努め、改定率は過不足なく適切な水準を追求する必要がある。

イ 使用料体系に対する政策的支援の考え方について

下水道使用料における低所得者等への配慮などの政策的な支援については、所得の多寡を使用水量で判断することができないことや、独立採算で経営を行う公営企業が担うことの難しさがあることから、下水道使用料の体系に含めることは馴染まない。

ウ 市民や事業者への説明責任について

汚水処理事業は、生活や事業活動をする上で、欠かすことの出来ない重要な都市基盤であるが、一方でその経営に対する市民や事業者の普段の関心は高いとは言えない。それゆえに今回、下水道使用料を改定増する場合は、改定の趣旨やこれまでの事業効率化の取組などを丁寧に説明し、理解を求める必要がある。効果的な周知・広報活動に努められたい。

エ 次回以降の検討について

今回、下水道使用料を改定した場合、算定期間内の経費回収率100%が見込まれるが、経営戦略の期間内まで満たす見込みには至っていない。4年ごとに検証し、使用料改定の必要性について検討することを意見しているが、使用料改定だけでなく他の手法も含め検討されたい。また公共下水道は重要な社会インフラであり、公的資金による負担も一定認められていることから、そこまで含めた検討をされたい。